

七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条とあるのは「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条（指定介護老人福祉施設基準）と改定する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）とする。

七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条とあるのは「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条（当該指定介護老人福祉施設が同令附則第二条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定により読み替えて適用される同令第二条）（指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条とあるのは、「指定介護老人福祉施設」の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条（指定介護老人福祉施設基準）と改定する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）とする。

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（同令第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該施設のユニット部分（同令第五十一条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、同令第二条に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護福祉施設サービス費については、同表

ハ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模生活単位型介護福祉施設サービス費については

の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設基準第二条」とあるのは、「指定介護老人福祉施設基準第二条（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）」とする。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設基準のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごと</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設基準第二条」とあるのは、「指定介護老人福祉施設基準第二条（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第六号を除く。）」とする。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
<p>常勤換算方法で、入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、同令第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は、当該施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該施設のユニット部分の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていな</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

に一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）。

い場合を含む。）。

八 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）（平成十五年厚生労働省令第三十一号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）とする。

八 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護保健施設サービス費の算定方法

イ (略)

ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）（平成十五年厚生労働省令第三十一号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」とあるのは、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」平成十一年厚生省令第四十号。第二条（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）（平成十五年厚生労働省令第三十一号）附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。）とする。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号「以下「介護老人保健施設基準」という。)(第二条に定める員数を置いていないこと(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。))である場合)については、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分(介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。))以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>
<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号「第二条に定める員数を置いていないこと。)</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

は介護職員を置いていない場合を含む。)

ハ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護保健施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設基準第二条」とあるのは、「介護老人保健施設基準第二条(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条第一項に規定する小規模施設については、介護老人保健施設基準第二条第一項第七号を除く。)」とする。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護保健施設サービス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員若しくは介護職員の数を置いておらず又は介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いていないこと(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合)にあつては、介護</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すと一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法  
イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

- (1) (略)
- (2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設に係る介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法  
イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

- (1) (略)
- (2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設に係る介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)(第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと)(当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。))である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)(第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は認知症患者型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておる場合を含む。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護療養型医療施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	---

同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。

(3) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、指定介護療養型医療施設的人员、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令附則第二条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かないユニット型指定介護療養型医療施設に係るユニット型介護療養施設サービス費については、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中介護支援専門員の員数の基準は、適用しない。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法</p>
--	-----------------------------------

別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外のユニット型指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定め

指定施設サービス等介護給付費単位数表のユニット型療養型介護療養施設サービス費又はユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

る員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サ―ビスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護療養型医療施設が、一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定施設サ―ビス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サ―ビス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在するユニット型指定介護療養型医療施設であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護

指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

<p>師を置いていない場合を含む。）</p>	<p>ロ (略)</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>